

平成30年4月1日

一般社団法人熊本県サッカー協会
会長 田川 憲生

謝金規程及び旅費規程

摘要事業について

3種大会及び会議関連事業等

①【賃金】・事務作業・大会責任者・大会委員

(1)事務作業【賃金】	1時間: 800円
(2)大会責任者・副責任者【賃金】 ※1つの大会にて責任を取る方。複数の会場がある場合は必要に応じて責任者を置く。大会の規模に応じて会場責任者、運営責任者を置く事ができる。(全国、九州大会、県大会)	半日: 3,000円 終日: 5,000円
(3)会場・運営委員【賃金】 ※各会場で大会、試合のお世話をする方。会場設営、記録など。1日の試合の中では1名ないし2名程度。大会規模に応じてそれ以上の委員を手配することができる。リーグ戦は1名または2名。	1試合: 1,000円
(4)会場・運営委員【賃金】 ※教職員サッカー大会の会場づくりなど。	半日: 2,000円

②【諸謝金】・審判

(1)依頼、派遣審判謝金(交通費も別途支払う。下記の③の旅費支給額参照)	
レフリー【諸謝金】	1試合: 3,000円
アシスタント【諸謝金】	1試合: 1,500円
フォース【諸謝金】	1試合: 1,000円
(2)帯同審判(交通費無し)【諸謝金】	
レフリー【諸謝金】	1試合: 1,000円
アシスタント【諸謝金】	1試合: 500円
(3)教職員サッカー審判(交通費無し)【諸謝金】	
レフリー【諸謝金】	1試合: 500円

③ 旅費・私有車利用の場合の旅費支給額(走行距離)

40km未満	1,000円
40km以上～80km未満	2,000円
80km以上～140km未満	3,000円
140km以上～180km未満	4,000円
180km以上～240km未満	5,000円
240km以上～280km未満	6,000円
280km以上～340km未満	7,000円
340km以上～380km未満	8,000円
380km以上～440km未満	9,000円
500km以上	10,000円

※高速道路料金は距離が80km以上の方より支払いを行う。実費払いで領収証と引き換えにする。

※熊本県中学校U-14サッカー大会、九州中学校U-14サッカー大会(熊本県開催)での役員及び審判の交通費は1,000円一律とする。

※公共交通機関を利用した場合は実費精算とする。

④【会議費】・会議(交通費は上記③に準ずる。)

2時間未満	1,000円
2時間以上	2,000円
夜間手当(21時以降過ぎ)	1,000円
九州協会主催等の会議(1日)	3,000円

⑤ その他

全国・九州関係の会議等に伴う宿泊費に関しては実費精算とする。宿泊費は1泊8,000円以下とする。

※試合会場等で無料の施設を使用した場合(学校、企業、その他)会場使用料の領収証を各自で作成することはできませんのでご注意ください。